

(参考様式5)

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）  
事業活用活性化計画目標評価報告書

平成30年9月4日作成

|                |              |        |         |         |
|----------------|--------------|--------|---------|---------|
| 活性化計画名         | 西出口地区活性化計画   |        |         |         |
| 計画主体名          | 計画主体コード      | 計画番号   | 計画期間    | 実施期間    |
| 諫早市（代表）<br>長崎県 | 422045<br>42 | 1<br>2 | H25～H29 | H25～H29 |
| 活性化計画の区域       |              |        |         |         |
| 長崎県諫早市西出口地区    |              |        |         |         |

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

| 事業活用活性化計画目標                  | 目標値A   | 実績値B   | 達成率(%)<br>B/A | 備考                  |
|------------------------------|--------|--------|---------------|---------------------|
| 定住等の促進に資する農業<br>用排水施設等の機能の確保 | 11.1ha | 10.7ha | 96.3%         | *河川改修に伴う用地買収(0.4ha) |

(コメント)

目標値11.1haに対し西谷川臨時河川等整備事業に伴う用地買収地の除外により、実績値10.7haとなったものの、本事業により農業用排水施設等の保全・整備により条件整備された農地を、事業区域内で確保するという目標は概ね達成しており、持続的に安定した営農の実現が図られることで、定住化の促進に寄与した。

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

| 事業メニュー名   | 事業内容及び事業量  |        | 事業実施主体                   |
|---|--|--------|--------------------------|
| 基盤整備<br>(区画整理)  | 整地工 A=10.7ha 道路工 L=2,555m<br>用水路工 L=4,947m 排水路工 L=763m |        | 諫早市                      |
| 管理主体  | 事業着工年度   | 事業竣工年度 | 供用開始日                    |
| 諫早市   | 平成25年度   | 平成29年度 | 平成30年3月19日<br>(工事の最終検査日) |
| 事業の効果   |  |        |                          |
| この事業により、施設の維持管理労力の軽減と営農条件の改善ができ、生産性の効率的かつ安定的な営農が可能となった。 |  |        |                          |

### 3 総合評価

(コメント)

事業区域内での条件整備された農地確保については、目標を概ね達成することができた。活性化計画の目標とした人口減少の食い止めについても、計画実施前（平成20年3月から平成25年3月）の減少率5.0%から実施後（平成25年3月から平成30年3月）の減少率1.0%に改善され、本事業による営農条件の改善は地域の定住等の促進に一定の成果を上げている。

### 4 第三者の意見

(コメント)

現地確認等により、農業用排水施設等の保全・整備により条件整備された農地を確認した。本事業で農地の営農条件は大幅に改善され、経営安定につながったと考えられる。活性化計画の目標達成状況についても、地域人口減少率が5.0%から1.0%となり目標が達成されたと思われる。

#### 【記入要領】

- (1) 計画主体コード、計画番号は年度別事業実施計画に記入した番号とすること。
  - (2) 「1 事業活用活性化計画目標の達成状況」のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由を記入すること。また、達成状況が低調である場合は、実施要領別紙5第8の2の(1)及び(2)に基づき改善計画を作成し、農林水産大臣に提出すること。
  - (3) 「2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果」は事業メニュー毎に作成すること。また、「事業の効果」には事業の実施により発現した効果（農山漁村の活性化に関連する効果）を幅広く記入すること。
  - (4) 第三者とは「当事者以外の者」「その事柄に直接関係していない人」であり、計画主体、事業実施主体、管理主体のいずれの組織にも属さない者で事業地区を熟知している者。  
公務員は対象外とし、事業評価委員会等の組織を有する場合は積極的に活用すること。
- ※ 達成率等算出根拠（参考様式6添付資料）を必ず添付すること。